

## 特定不妊治療費助成に係る所得額の計算方法

			夫	妻
所得額	A	総所得額		
控除額	B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
	C	雑損控除額(実際に控除された額)		
	D	医療費控除額(実際に控除された額)		
	E	小規模企業共済等掛金控除額(控除額)		
	F	障害者控除額 (該当者人数×270,000円)		
	G	障害者控除額【特別】 (該当者人数×400,000円)		
	H	勤労学生控除額(該当する場合、270,000円)		
	I	控除額合計(B～Hの合計)		
対象所得額の算出	J	夫婦それぞれの所得額(A-I)	(1)	(2)
	K	夫婦の所得額の合計	(1)+(2)	

注1)Aについては、給与所得や事業所得、その他の所得を合算したものです。

- ・給与所得の源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」
- ・確定申告書Aでは、「第一表の所得金額の合計金額」
- ・確定申告書Bでは、「第一表の所得金額の合計金額+第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」
- ・市民税・県民税課税証明書等では、「総所得金額」(名称は自治体により異なります)

注2)Bについては、Aの総所得額がある場合に控除することができます。

注3)C～Hまでの控除の額等は、市民税・県民税特別徴収税額通知書、市民税・県民税納税通知書、確定申告書の控などで確認できます

注4)Jについては、マイナスにはできません。マイナスになる場合は0円になります。

(各控除の適応される場合について)

A 所得額： 給与所得者は給与所得控除後の金額、事業所得者は収入金額から必要経費を除いた額

C 雑損控除： 災害又は盗難・横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合

D 医療費控除： 1年間に支払った医療費が一定額以上ある場合

E 小規模企業共済等掛金控除： 小規模企業共済法の共済契約に係る掛け金等の支払いがある場合

F・G 障害者(特別障害者)控除： 本人や控除対象配偶者・扶養親族が障害者に該当する場合

I 勤労学生控除： 勤労による本人の給与所得等があり、大学・高等専門学校・高等学校等の学生・生徒児童等に該当する人であり、合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の所得の金額が10万円以下の場合